〇〇県再生可能エネルギー税条例

（趣旨）

第一条 この条例は、再生可能エネルギー税について、課税の対象、納税義務者、課税標準その他の必要な事項を定めるものとする。

（課税の根拠）

第二条　県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、再生可能エネルギー税を課する。

（定義）

第三条　この条例において「対象再生可能エネルギー設備」とは〇〇県地域のエネルギー活用条例（〇〇年〇〇県条例第〇〇号）第二条第一項に規定する再生可能エネルギーを用いた発電設備であって、設備容量が百キロワット以上のものをいう。

（賦課徴収）

第四条　再生可能エネルギー税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるものを除くほか、〇〇県税条例(〇〇年〇〇県条例第〇〇号)の定めるところによる。

（納税義務者）

第五条　再生可能エネルギー税は、対象再生可能エネルギー設備による発電に対し、当該対象再生可能エネルギー設備の設置者に課する。

（課税免除）

第六条　〇〇県地域のエネルギー活用条例第十一条による認定を受けた事業として実施される対象再生可能エネルギー設備による発電に対しては、再生可能エネルギー税を免除する。

（納税管理人）

第七条　再生可能エネルギー税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所または事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、または県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、または変更しようとする場合においても、同様とする。

２ 前項の規定により申告し、または承認を受けた事項に異動を生じた場合には、当該異動を生じた日から十日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

３ 第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る再生可能エネルギー税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第八条　前条第三項の認定を受けていない再生可能エネルギー税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

２　前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（課税標準）

第九条　再生可能エネルギー税の課税標準は、対象再生可能エネルギー設備によって発電された電力量の販売価額とする。

（税率）

第十条　再生可能エネルギー税の税率は、百分の〇〇とする。

（徴収の方法）

第十一条　再生可能エネルギー税の徴収については、申告納付の方法による。

（申告納付の手続）

第十二条　再生可能エネルギー税の納税義務者は、当該年度における対象再生可能エネルギー設備による電力販売量及び税額その他必要な事項を記載した申告書を翌年度の七月三十一日まで（年度の途中において事務所または事業所を廃止した場合にあっては、当該事務所または事業所の廃止の日から四月以内）に知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

（期限後申告等）

第十三条　前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第七百三十三条の十六第四項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

２ 前条または前項もしくはこの項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量または税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

（不足税額等の納付）

第十四条　再生可能エネルギー税の納税義務者は、再生可能エネルギー税に係る法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正もしくは決定の通知、法第七百三十三条の十八第五項の規定による過少申告加算金額もしくは不申告加算金額の決定の通知または法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額の決定の通知を受けた場合においては、当該不足税額または過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、納付書によって納付しなければならない。

（再生可能エネルギー税の使途）

第十五条　知事は、県に納付された再生可能エネルギー税額から再生可能エネルギー税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、〇〇県地域のエネルギー活用条例第一条の地域のエネルギー活用に係る施策に要する費用に充てなければならない。

（補則）

第十六条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。